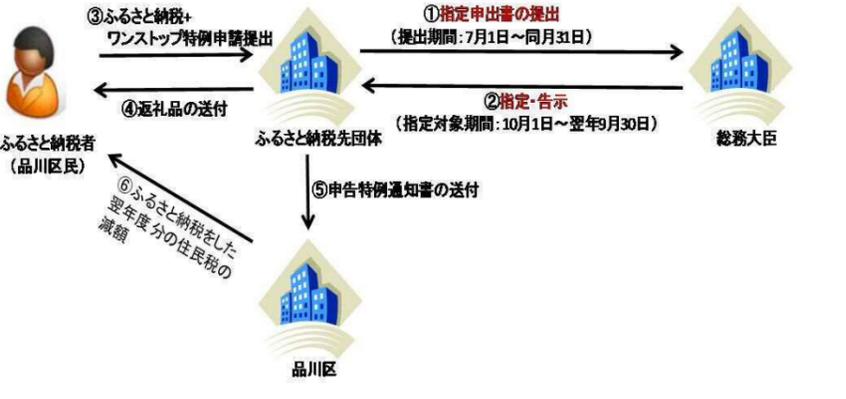


項目	内容	施行期日	該当条文									
(1) ふるさと納税制度の見直し	<p>ふるさと納税(特例控除)の対象とする寄附金を、次の基準に適合する地方団体として総務大臣が指定(※ア)するものに対するものとする。</p> <p>① 寄附金の募集を適正に実施していること(※イ) ② 返礼品を送付する場合には、①および以下のいずれも満たすこと ・ 返礼品の割合が3割以下であること ・ 返礼品が地場産品であること(※ウ)</p> <p>※ア 指定は、都道府県等の申出により行われる。 ※イ 募集の適正な実施に係る基準 ・ 適正な募集方法であること ・ 自団体住民に返礼品等を提供しないこと など ・ 募集経費を5割以下とすること ・ 制度の趣旨に反する方法により他団体に多大な影響を及ぼすような寄附の募集を行い、趣旨に沿った募集を行う他団体に比して著しく多額の寄附金を受領した団体でないこと ※ウ 地場産品の基準 ・ 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ等であって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること など</p>	<p>&lt;イメージ&gt; ※確定申告が不要な給与所得者等の場合</p> 	<p>公布日</p> <p>第19条の2 付則第3条 付則第3条の2 付則第3条の6</p>									
(2) 住宅ローン控除の拡充等	<p>① 個人が、住宅の取得等(※ア)をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合、その控除期間を3年間延長する。なお、当該控除期間において、所得税から控除しきれない額について、現行と同じ控除限度額の範囲内で、住民税額から控除(※イ)する。</p> <p>※ア その取得対価または費用に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る。 ※イ この措置による住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填</p> <p>② 住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅ローン控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。</p> <p>※平成31年度分以降の住民税から適用</p>	<p>&lt;①住宅ローン控除の拡充&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1365 892 2181 1102"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>平成26年4月～令和3年12月</th> <th>改正部分 令和元年10月～令和2年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年</td> <td>13年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年4月～令和3年12月の欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%または10%である場合の金額</p>	居住年	平成26年4月～令和3年12月	改正部分 令和元年10月～令和2年12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左	控除期間	10年	13年	<p>①公布日 ②公布日(平成31年4月1日適用)</p> <p>付則第3条の5の2</p>
居住年	平成26年4月～令和3年12月	改正部分 令和元年10月～令和2年12月										
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左										
控除期間	10年	13年										
(3) 単身児童扶養者に対する非課税措置	<p>① 児童扶養手当の支給を受けている児童(※ア)の父または母のうち、現に婚姻(※イ)をしていない者または配偶者の生死の明かでない者(単身児童扶養者)であって、前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)以下である者に対し、住民税の非課税措置を講ずる。</p> <p>※ア 父または母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。 ※イ 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。</p> <p>② ①の改正に伴い、住民税申告書等に、単身児童扶養者に該当する旨の記載をし、申告することとする。</p>		<p>①令和3年1月1日 ②令和2年1月1日</p> <p>第10条</p>									
(4) 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の見直し	<p>① 自家用乗用車 ア 令和3年度および令和4年度に新規取得した軽自動車について、現行の特例措置(電気軽自動車・天然ガス軽自動車に対する税率を75%軽減する措置)を、当該取得の翌年度に講ずる。 イ 令和元年度および令和2年度に新規取得した軽自動車について、平成30年度に新規取得した軽自動車に係る軽自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。</p> <p>② ①以外の軽自動車 現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。</p>		<p>①ア 令和3年4月1日 ①イ・② 令和元年10月1日</p> <p>付則第6条 付則第6条の2</p>									
(5) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置	<p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、税率1%分を軽減する特例措置を講ずる。</p> <p>※ この措置による軽自動車税環境性能割の減収額は、全額国費で補填</p>	<table border="1" data-bbox="1409 1911 2181 2005"> <thead> <tr> <th>本措置を講ずる前の税率</th> <th>本措置を講じた後の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率	1%	非課税	2%	1%	<p>令和元年10月1日</p> <p>付則第5条の2 付則第5条の6</p>			
本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率											
1%	非課税											
2%	1%											

品川区特別区税条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区特別区税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年12月15日 条例第48号</p> <p style="text-align: center;">【第1条による改正】</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税にかかる所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫または単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第19条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの</p> <p>(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定</p>	<p>○品川区特別区税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年12月15日 条例第48号</p> <p style="text-align: center;">【第1条による改正】</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税にかかる所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦<u>または寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第19条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの</p> <p>(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定</p>

新	旧
<p>する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、法<u>第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（区民税の申告等）</p> <p>第23条（第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p> <p><u>6 第1項または前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者または同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票またはその写しを提出させることができる。</p> <p><u>8</u> 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定</u></p>	<p>する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、法<u>第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（区民税の申告等）</p> <p>第23条（第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p> <p><u>6</u> 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者または同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票またはその写しを提出させることができる。</p> <p><u>7</u> 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与</u></p>

新	旧
<p><u>する</u> 給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称  (2) 扶養親族の氏名  <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>  <u>(4) その他施行規則で定める事項</u>  (第2項から第5項まで省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法<u>第203条の6第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者もしくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する</u>公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 扶養親族の氏名  <u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>  <u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないと</p>	<p>等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称  (2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u>  (第2項から第5項まで省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法<u>第203条の5第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u>公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないと</p>

新	旧
<p>きは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(区民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項もしくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合または同条第8項の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告しなかつた場合にはその者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>付 則</p> <p>(区民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第3条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第19条の2第1項および第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法<u>第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>(以下この項および次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長</u>(次項および第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。)に対し、</p>	<p>きは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(区民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項もしくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合または<u>第23条第7項の規定によつて</u>申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告しなかつた場合においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>付 則</p> <p>(区民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第3条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第19条の2第1項および第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法<u>第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>(以下この項および次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体</u>(<u>法第1条第1項第1号に規定する地方団体(同条第2項の規定により準用する場合を含む。)</u>をいう。以下この条において同じ。)に対</p>

新	旧
<p><u>同条第8項</u>に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>（第4項省略）</p> <p>第3条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第19条の2第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則<u>第5条の4の2第5項（同条第7項）</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条および第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p><u>する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、<u>法附則第7条第8項</u>に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>（第4項省略）</p> <p>第3条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第19条の2第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則<u>第5条の4の2第6項（同条第9項）</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条および第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

新	旧
<p><u>2 前項の規定の適用</u>がある場合における第20条および第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条および付則第3条の5の2第1項」と、第20条の2第1項中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第3条の5の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第3条の6 第19条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法<u>第314条の7第11項第2号</u>もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第7条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項または付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第19条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p>	<p><u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用</u>がある場合における第20条および第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条および付則第3条の5の2第1項」と、第20条の2第1項中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第3条の5の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第3条の6 第19条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法<u>第314条の7第2項第2号</u>もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第7条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項または付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第19条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p>

新

第6条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

旧

第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>1万800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各

新

旧

号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」  
とする。

5 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第9項を除く。）において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」  
とする。

7 法附則第30条第5項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

新	旧															
<p><u>3</u> 法附則<u>第30条第2項第1号および第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次</u>の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 671 1106 879"> <tr> <td><u>第2号ア</u></td> <td><u>3,900円</u></td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>6,900円</u></td> <td><u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1万800円</u></td> <td><u>2,700円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3,800円</u></td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5,000円</u></td> <td><u>1,300円</u></td> </tr> </table> <p><u>4</u> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則<u>第6条第3項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則<u>第6条第3項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p><u>5</u> 法附則<u>第30条第3項第1号および第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車（<u>ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および第7項において同じ。</u>）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次</u>の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>		<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>		<u>1万800円</u>	<u>2,700円</u>		<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>		<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>	<p><u>8</u> <u>前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p><u>9</u> 法附則<u>第30条第6項第1号および第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項</u>の表の左欄に掲げる<u>同条第1項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p><u>10</u> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則<u>第6条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則<u>第6条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p><u>11</u> 法附則<u>第30条第7項第1号および第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第5項</u>の表の左欄に掲げる<u>同条第1項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>														
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>														
	<u>1万800円</u>	<u>2,700円</u>														
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>														
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>														

新			旧		
<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>		<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>1万800円</u>	<u>5,400円</u>		<u>1万800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>		<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>		<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>
<p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則<u>第6条第5項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則<u>第6条第5項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p><u>7</u> 法附則<u>第30条第4項第1号および第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次</u>の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p><u>1 2</u> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則<u>第6条第11項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則<u>第6条第11項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p><u>1 3</u> 法附則<u>第30条第8項第1号および第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第7項</u>の表の左欄に掲げる<u>同条第1項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<p><u>8</u> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則<u>第6条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則<u>第6条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前</p>			<p><u>1 4</u> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則<u>第6条第13項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則<u>第6条第13項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前</p>		

新

条第3項、第5項および第7項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（第2項から第4項まで省略）

【第2条による改正】

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項、第7項および第9項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア（ウ）b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（第2項から第8項まで省略）

9 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

10 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい

旧

条第3項、第5項、第7項、第9項、第11項および第13項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（第2項から第4項まで省略）

【第2条による改正】

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア（ウ）b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（第2項から第8項まで省略）

新	旧
<p><u>ては、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第3項、第5項、<u>第7項および第9項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>（第2項および第3項省略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条中付則第3条の5の2の改正規定（同条第1項の改正規定を除く。）は、平成31年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第1条中品川区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定ならびに第24条の2、第24条の3および第25条第1項の改正規定ならびに付則第3条の規定 令和2年1月1日</u></p> <p><u>(2) 第1条中品川区特別区税条例第10条の改正規定および付則第4条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p><u>(3) 第2条および付則第6条の規定 令和3年4月1日</u></p> <p><u>（区民税に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第19条の2ならびに付則第3条の2および第3条の6の規定は、令</u></p>	<p>第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第3項、第5項<u>および第7項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>（第2項および第3項省略）</p>

新		旧
<p>和2年度以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、<u>なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>新条例第19条の2第1項および付則第3条の2の規定の適用については、令和2年度分の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
<u>第19条の2第1項</u>	<u>特例控除対象寄附金</u>	<u>特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)</u>
<u>付則第3条の2</u>	<u>特例控除対象寄附金</u>	<u>特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)</u>
	<u>送付</u>	<u>送付または品川区特別区税条例の一部を改正する条例(令和元年品川区条例第 号)付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の品川区特別区税条例付則第3条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付</u>
<p>4 <u>新条例付則第3条第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律</u></p>		

新	旧
<p><u>(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)</u> <u>第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例(次項および第3項において「2年新条例」という。)</u> <u>第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合および同日以後に平成31年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 2年新条例第24条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)</u> <u>の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき品川区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項および第2項に規定する申告書について適用する。</u></p> <p><u>3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)</u> <u>第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)</u> <u>について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。</u></p> <p><u>第4条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例第10条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u> <u>の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p>	

新	旧
<p><u>第6条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>  <u>(品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>第7条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第1条のうち第39条の改正規定中</u>  <u>「(ウ) 四輪以上のもの</u>  <u>a 乗用のもの</u>  <u>    営業用 年額 6,900円</u>  <u>    自家用 年額 1万800円 を</u>  <u>b 貨物用のもの</u>  <u>    営業用 年額 3,800円</u>  <u>    自家用 年額 5,000円」</u></p> <p><u>「(ウ) 四輪以上のもの</u>  <u>a 乗用のもの</u>  <u>    営業用 年額 6,900円</u>  <u>    自家用 年額 1万800円 に改め、</u>  <u>b 貨物用のもの</u>  <u>    営業用 年額 3,800円</u>  <u>    自家用 年額 5,000円」</u></p> <p><u>付則第5条の次に5条を加える改正規定中</u>  <u>「 付則第5条の次に次の5条を加える。</u>  <u>    (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u>  <u>第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u>  <u>を</u>  <u>「 付則第5条の次に次の6条を加える。</u>  <u>    (軽自動車税の環境性能割の非課税)</u>  <u>第5条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合</u></p>	

新

を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)または法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

旧

新

旧

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 ↓

に、

「2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。」 ↓

を

「2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。」

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第37条の5（第2号に係る部分に限る。）および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。」 ↓

に改め、付則第6条第1項の表以外の部分の改正規定中「、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「改め、「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第2条のうち付則第6条の改正規定を次のように改める。

付則第6条第1項の表を次のように改める。

<u>第2号ア（イ）</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
<u>第2号ア（ウ）a</u>	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>1万800円</u>	<u>1万2,900円</u>
<u>第2号ア（ウ）b</u>	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

新

旧

付則第6条第3項から第8項までを次のように改める。

3 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア（イ）</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
<u>第2号ア（ウ）a</u>	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>1万800円</u>	<u>2,700円</u>
<u>第2号ア（ウ）b</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

5 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および第7項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア（イ）</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
----------------	---------------	---------------

新			旧		
第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円			
	1万800円	5,400円			
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>6 <u>前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p>					
<p>7 <u>法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>					
第2号ア (イ)	3,900円	3,000円			
第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円			
	1万800円	8,100円			
第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円			
<p>8 <u>前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p>					
<p><u>第2条のうち付則第6条の2を削る改正規定を次のように改める。</u>  <u>付則第6条の2の見出しおよび同条第1項から第3項までの規定中「軽</u></p>					

新	旧
<p><u>自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。</u></p> <p><u>付則第1条第2号中「に5条」を「に6条」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削る部分、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。</u></p>	